

ロッカーによる洗濯物の受取及び引渡しを行う クリーニング所（取次所）の事業者のみなさまへ

高知市保健所 生活食品課
令和6年4月1日
電話 088-822-0588

ロッカーを利用して洗濯物の受取・引渡しを行う場合は、届出・確認を受けたクリーニング所に併設してください。

ロッカーを設置・利用する際の主な注意点は以下のとおりです。

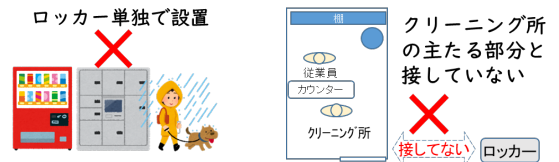
1 ロッカーの設置場所【審査基準】

ア 屋内その他衛生上支障ない場所に設置すること。

クリーニング所の店内又は店頭で併設し、一体的に管理が可能であること。

イ 無人のクリーニング所の場合は、ロッカーはクリーニング所内（店内）に設置すること。

※クリーニング所を無人で営業する時間がある場合は、クリーニング所の障壁等による六面区画要件あり



2 ロッカーの構造【審査基準】

ア 洗濯物の区分

ロッカーの同一区画を複数の利用者が同時利用する構造でないこと。

イ 専用区画

(ア) ロッカーは、洗濯物の受取・引渡し以外の用途に使用されるものでないこと。

(イ) ロッカーの内部は、雨、ほこり等により外部から汚染されない構造であること。

(ウ) ロッカーの各区画は清掃・消毒が容易に行える構造であるとともに、区画の内壁は、金属等不浸透性材料で作られていること。

ウ 消毒設備等

(ア) ロッカーに近接して手指の洗浄設備又は消毒設備を設けること。

(イ) 集荷・清掃作業時等必要時に常時使用できるよう、適切に管理可能な設備であること。

エ 洗濯物の格納

(ア) 「受取」専用ロッカー及び「引渡し」専用ロッカーを分けて固定運用すること。

ただし、同一ロッカーにて「受取」専用区画と「引渡し」専用区画を明確に分けて

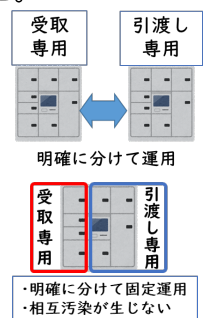
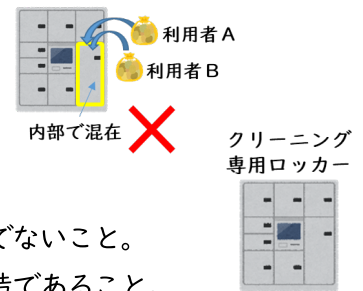
固定運用し、かつ、相互汚染が生じないことが構造上確認できる場合は利用可能です。

なお、洗濯物の「受取」と「引渡し」を同一区画で行うこと（兼用）は、受取後に区画を清掃・消毒を行う場合であっても不可です。

(イ) ロッカーの各区画から臭気及び水分が容易に漏れない密閉式構造であること。

(指定洗濯物の受取及び格納に対応できるように、汚染の拡散を防止できるものであること。)

(ウ) ロッカーの各区画はそれぞれ鍵のかかる構造とし、利用者が利用しようとする区画以外の区画を自由に開閉できる構造でないこと。



3 指定洗濯物の「専用の集配容器」【審査基準】

指定洗濯物を集配する場合の「専用の集配容器」は、汚染の拡散を防止できるものであること。

4 利用者に対する説明・苦情申出先の明示 【法第3条の2】

ア あらかじめ、利用者に対して必要事項の説明及び明示が確実にされること。

(デジタル技術等を活用した方法により明示することも可能です。)

(ア) 指定洗濯物を取り扱う可能性があるロッカーは、消毒又は消毒効果を有する方法により洗濯する旨をロッカーに表示すること。 **例: クリーニング業法により、当社では80℃以上の熱湯に10分以上浸して消毒します。**

(イ) 苦情の申出先(クリーニング所の名称、所在地及び電話番号)をロッカーに明示すること。

苦情の申出先
(1) 名称 ○○クリーニング店
(2) 所在地 高知市……
(3) 電話番号 088-……

5 洗たく物の取扱い 【行政指導指針】

臭気、液体及び汚れが容易に漏れない素材・構造



ア 洗濯物をビニール袋又は専用の収納バッグ(以下「収納バッグ等」という。)に入れてロッカーに収納するなど、常に十分な衛生を確保してください。

イ 収納バッグ等内の洗濯物について、未洗濯又は仕上げの終わったものであるかを、収納バッグ等を未開封の状態で見分けるようにしてください。

ウ 収納バッグ等は、洗たく物の処理を行う施設(クリーニング工場)以外では開封しないでください。

エ 利用者がロッカーに洗濯物を預けてから24時間以内に回収してください。



6 取扱う洗濯物の範囲 【行政指導指針】

【クリーニング業法施行規則第1条第5号】

ロッカーでは「病院又は診療所において療養のために使用された寝具その他これに類するもの」は取り扱わないでください。

7 清潔の保持 【行政指導指針】

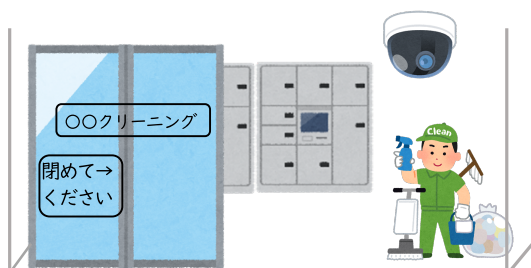
ア ロッカー及び設置場所について、定期的に点検し、必要に応じ清掃及び補修等を行ってください。

イ 営業者自らが設置したビデオカメラ等により、ロッカーの利用状況について衛生上支障がないことを定期的に確認してください。

ウ ロッカー等の利用により、クリーニング所を無人で営業する時間がある場合は、クリーニング所出入口に「閉めてください」などの掲示をすることにより、出入口の扉等は「閉」状態を基本としてください。

エ 洗濯物の入った収納バッグ等をロッカーの区画から取り出した際には、その都度区画内の清掃及び消毒を行ってください。

オ 収納バッグ等は、使用の都度適切に消毒を行う等、衛生上支障のないように管理してください。



8 利用者に対する説明・明示の方法 【行政指導指針】

ア クリーニング所の主たる部分が無人の時間帯に、ロッカーによる洗濯物の受取又は引渡しを行う場合は、テレビ電話装置等による通話その他の対面に相当する方法により、利用者に対して洗たく物の処理について説明ができる設備を設置し、この設備による通話ができる時間帯について表示してください。

イ 取扱い可能な洗濯物の種類(下着・タオル等指定洗濯物の取扱いの可否等)、洗濯物の処理方法、施設の利用方法等について表示してください。 ※法第3条の2第1項 説明努力義務

ウ 指定洗濯物を取り扱う可能性があるロッカーには、消毒又は消毒効果を有する方法により洗濯する旨をロッカーに表示してください。 ※法第3条の2第1項 説明努力義務

エ 苦情の申出先をロッカーに明示し、書面でも利用者に配布してください。 ※法第3条の2第2項 明示義務

オ イからエまでについては、利用者が容易・確実に認識・理解できることを前提とし、紙での店頭掲示や書面配布に加えて、デジタル技術等を活用した方法により明示することも可能です。

カ ロッカーにクリーニング所検査確認証の写しを掲示するなど、クリーニング所の概要を利用者が容易に確認できるようにしてください。

キ クリーニング所営業者及び利用者の両者が、ロッカーに収納した洗濯物の品名、数量等を把握できるように、集配後に洗たく物の処理を行う施設(クリーニング工場)にて速やかに洗濯物を点検し、品名、数量、状態等について利用者に通知してください。

収納バッグ等は、洗たく物の処理を行う施設(クリーニング工場)以外では開封しないでください。(再掲)
クリーニングを行うに当たり、洗濯物の処理方法等について特に説明を要する場合は、洗濯物に異常が確認された場合は、利用者にその旨を伝えてください。

なお、洗濯物の受取時期、洗濯物の点数等により、受け取り後に一定の期間が経過してからクリーニングを実施する場合など、クリーニングを行うにあたり特に説明を要する場合は、利用者に対してその旨を説明し了解を得るとともに、適切な衛生環境下で保管してください。



ボタンを押すと、担当者につながります。
対応時間
AM0:00~PM0:00

掲示例

1 取扱い可能な洗濯物の種類

- (1) このロッカーでお預かりできるものはワイシャツ、スラックス・・・です。
- (2) 預入の際には必ず当店指定の専用袋又はビニール袋等に密封したうえでロッカー内に入れてください。汚れの激しい場合は、サービスの利用をお断りする場合があります。

2 お引受けできない洗濯物

ペット用布製品、オムツ・・・等は洗濯をお受けすることができませんので、ロッカーには入れないでください。

3 洗濯物の処理方法 【クリーニング業法による説明努力義務】

- (1) ワイシャツ類：○○○の方法で洗濯します。
- (2) パンツ、タオル類：クリーニング業法の規定により、80℃以上の熱湯に10分以上浸す方法で消毒・洗濯します。
あらかじめご了承ください。

4 当店及びロッカーのご利用方法

・・・

5 苦情の申出先 【クリーニング業法による明示義務】

- (1) 名称 ○○クリーニング○○店
- (2) 所在地 高知市・・・
- (3) 電話番号 088-.....